

(素案)

第20回 令和6年 新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト実施要綱

最低賃金に関するポスターデザインを募集し、最優秀作品を、最低賃金額・発効日等を広く周知するためのポスター・チラシのデザインとして採用し、新潟県内の地方公共団体や商工会議所・商工会、高等学校、新潟県内主要駅など県内各所等に掲示する。

1 名称

第20回 令和6年新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト

2 主催

新潟労働局

3 協力

新潟県

4 募集対象

新潟県内にお住まいの方、または新潟県内の学校へ通学の方
新潟県内の事業場にお勤めの方

ただし、主催者（新潟労働局・管下労働基準監督署・管下ハローワーク）に勤務する者は応募不可とする

5 募集作品

(1) 内容

応募作品は一人1点とし、最低賃金の周知を目的としたデザイン(イラスト)に、以下の内容を盛り込んだオリジナルのデザインで未発表の作品とする

新潟県最低賃金(時間額)が明記されていること

効力発生年月日が明記されていること

最低賃金を周知するための広報文・宣伝文

(例「新潟県最低賃金」、「パートも!学生アルバイトも!」)

(2) 用紙等

A3版(縦)

縦45:横50の比率スペース内(概ね22.5cm×25cm)

上記5(1)のデザイン(イラスト)を表し、下に住所、氏名、電話番号、学校名(学生の場合)を記入する

作品の提出にあたっては、CD-ROM、DVD-ROM等による電子データ(拡張子:pdf)を提出するものとする

6 応募期間

令和6年9月下旬から令和6年10月中旬 詳細は改めてご案内します

7 作品の応募先、開催事務局

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
新潟労働局 労働基準部 賃金室 TEL 025-288-3504

8 賞

- 最優秀賞（新潟地方最低賃金審議会会長賞）（1点）…賞状、副賞
- 優秀賞（新潟労働局長賞）（4点）…賞状、副賞
- 特別賞（新潟県産業労働部長賞）（1点）…賞状、副賞

9 審査

- （1）主催者（新潟労働局、新潟労働基準監督署及び新潟公共職業安定所）による第一次選考を行い、上位6作品を優秀作品として決定する
- （2）優秀6作品を対象に、新潟地方最低賃金審議会の委員による審査を行い、最優秀作品を決定し、ポスターデザインとして採用する
- （3）最優秀作品以外の優秀作品を対象に、新潟県において特別賞を決定する

10 審査結果発表

12月上旬、入賞者（学生の場合は学校関係者）へ通知・発表する（予定）
新潟労働局ホームページへ審査結果を掲載する

11 表彰

12月中、新潟労働局において表彰式を挙行・賞を授与する予定

12 作品の使用

- （1）最優秀作品については、最低賃金周知用ポスターをはじめ、最低賃金周知広報のための各種パンフレット等に幅広く活用する
- （2）入賞作品の使用権は主催者に帰属するものとする。入賞作品を無償で優先的に使用する権利を保有するものとし、展示・広告・印刷物・ホームページ、その他のPR等に利用する。その場合、展示等において入賞者の氏名を表示する場合があること。
- （3）応募作品の使用権は主催者に帰属するものとし、応募作品は返却しない。ただし、制作者の作品集など、制作者自身の使用は可とする

13 応募上の留意事項

- （1）作品は応募者本人が作成した未発表のものであること。

- (2) 応募作品は一人 1 点とする。
- (3) 応募においては原板データ（電子データ（PDF）を CD-ROM、DVD - ROM に格納）を提出させる。
- (4) 応募作品は返却しない。
ただし、応募者の作品集など応募者自身が使用することは可とする。
- (5) 作品をポスターに作製する際は、応募の際に提出したファイルの他に、デザイン作成の際に使用した Illustrator（アウトラインがかかっているもの）のデータを使用するものとする。
- (6) 著作権の侵害等の責任について主催者は一切負わない。
- (7) 応募用紙に掲載された個人情報は、応募等に関する問合せ、入賞に関する通知、主催者による入賞作品紹介・広報活動以外に、同意なく、第三者へ開示はしないものとする。
- (8) 複製作品の応募はできないこと。
- (9) 上記注意事項に違反した場合は入賞決定後でも取り消す場合があること。